

新年度に向けて「安全衛生年間計画」を作成しましょう

長崎労働基準監督署

- 職場での労働災害を防止するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動の取り組みが必要です。
- 計画的に安全衛生活動を行うには、新年度に向けて、各事業場の実態にあった「安全衛生年間計画」を作成することが重要です。
- 各事業場において、年間を通じた実効性のある安全衛生年間計画を作成し、労働者の協力の下、「計画→実行→評価→改善」(PDCA)という一連の過程を実践して下さい。

「安全衛生年間計画」の作成手順

➤ 計画作成に向けての情報の収集

過去の災害発生状況、ヒヤリハット事例、安全衛生パトロールの結果、リスクアセスメントやSDS(化学物質等安全データシート)等の具体的な情報をできるだけ多く収集します。

➤ 安全衛生基本方針の設定

経営トップが労働災害にどのような基本方針で臨むのか「安全衛生基本方針」を示し、労働者に周知してください。基本方針は、事業場が1年間で取り組む基本的な方向について、具体的かつ簡潔に表現することが重要です。

- 例) ・ 安全衛生活動を推進するため、安全衛生管理体制を整備し、責任の所在を明確にします。
- ・ 職場に潜む潜在的な危険性又は有害性を明らかにし、危険の芽(リスク)を低減させます。
 - ・ あいさつ、身だしなみ、4S(整理、整頓、清掃、清潔)を徹底し、快適な職場をつくります。

➤ 安全衛生目標の設定

情報収集した資料、基本方針等を踏まえ、1年間の安全衛生目標を設定します。

安全衛生目標は、できるだけ数値化して下さい。

- 例) ・ 労働災害の減少目標 : 休業災害をゼロにする。不休災害を1件以下とする。
- ・ 安全衛生活動の目標 : リスクアセスメントを毎月実施する。有資格者を5名増員する。
 - ・ 健康管理の目標 : 定期健康診断の実施率を100%にする。



➤ 実施事項の設定

実施事項は、安全衛生目標を達成するために必要な事項、労働安全衛生法令で定められている事項、継続して実施している事項等を具体的に設定して下さい。

また、実施事項にかかる実施時期を月ごとに設定して下さい。

➤ 計画の進捗状況の確認

計画の進捗状況は、PDCA(計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action))を実行し、毎月の安全衛生委員会等で進行管理を行って下さい。

担当部署 長崎労働基準監督署 安全衛生課

電話 095-846-6392

所在地 長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2階